

平成27年8月6日

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市環境審議会
会長 立本 英機

千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について（答申）

平成27年8月6日付け27千環環規第415号で諮問のありました下記事項について、原案のとおりとすることが適当であると認めます。

記

千葉市環境保全条例施行規則（平成7年規則第62号）第14条の規定による別表第4に定める排水基準のうち、トリクロロエチレンの許容限度について「1リットルにつき0.3ミリグラム」を「1リットルにつき0.1ミリグラム」に改める。